

あなたのアイデアで幸せあふれるまちに
市制施行70周年記念
市民提案事業助成金の手引き



大竹市は、令和6年9月1日に市制施行70周年を迎えます。
この記念すべき日を、市全体で盛り上げ、ふるさと大竹への愛着心を育み、みんな楽しく幸せに暮らせるまちにするため、市民の皆さんからの提案による、さまざまな記念事業を募集し、助成金を交付します。

▶ **申請1件につき上限20万円**

募集期間 4月8日(月)~6月28日(金)



笑顔・元気♥かがやく大竹

ふるさと大竹を盛り上げよう！
まずは自治振興課にご相談ください

詳しくは次のページから

大竹市ホームページにも掲載しています

トップページ ⇒ 市政 ⇒ 市民協働
⇒ 市制施行70周年市民提案事業



【問い合わせ・申請先】

大竹市市民生活部自治振興課

TEL : 0827-59-2142 FAX : 0827-57-2503

E-mail : jichishinko@city.otake.hiroshima.jp

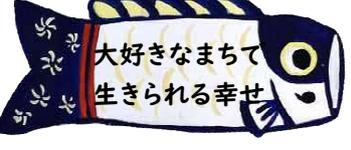
(※申請の際は、自治振興課に直接ご持参ください)



1 対象事業（要綱第3条第1項）

交付決定日から令和7年3月31日（月）までに、原則として、市内において実施し、完了する事業で、事業名に「大竹市制施行70周年」を掲げた次のいずれかに該当する事業。

- ① 大竹市制施行70周年を周知する事業
- ② 大竹市まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向けた事業

「未来にあふれる8つの幸せ」 何十年先の未来でも実現していきたいまちの姿	
 <p>豊かな自然と共存できる幸せ</p>	<p>水と緑に囲まれ心地よい空気に満ち、多くの方が訪れています。人と自然が共存し、豊かな恵みによって暮らしが営まれています。</p>
 <p>笑顔と優しさに包まれる幸せ</p>	<p>あたたかさに包まれ、笑顔があふれています。みんなで見守り、支え合い、自分らしい生き方ができています。</p>
 <p>活気とにぎわい にあふれる幸せ</p>	<p>商工業が活気にあふれ、まちがにぎわっています。やりがいにあふれ、誰もが充実感を持って過ごしています。</p>
 <p>子どもが健やかに育つ幸せ</p>	<p>子育ての喜びに包まれながら、子どもたちが健やかに育っています。</p>
 <p>生涯安心して暮らせる幸せ</p>	<p>保健・医療・福祉が充実し、住み慣れた地域で安心して暮らしています。</p>
 <p>安全で快適に過ごせる幸せ</p>	<p>道路や交通機関など暮らしに必要なものが整い、住みやすさを感じられます。犯罪や事故の少ない安全な暮らしが守られています。</p>
 <p>大好きなまちで生きられる幸せ</p>	<p>まちの歴史を大切に、新たな文化を育んでいく気概に満ちています。誰もが大竹への愛着と誇りを持ち、心豊かに生活しています。</p>
 <p>学び、成長できる幸せ</p>	<p>教育が充実し、大竹で生まれ育った多くの人たちが広く社会で活躍しています。学び、挑戦し、成長できる環境の中で、誰もが輝いています。</p>

※対象外の事業（要綱第3条第2項）

【いずれかにあてはまる場合は、対象外です】

- ① 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの
- ② 法令及び公序良俗に反するもの
- ③ 特定の政治、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがあるもの
- ④ 市の品位を損ね、または正しい理解を妨げるもの
- ⑤ 市の信用を失墜させ、または損害を与えるおそれがあるもの
- ⑥ 助成金が、団体またはグループそのものの運営経費に充てられ、事業性がないもの
- ⑦ 国、地方公共団体（本市を含む。）、または民間の助成団体などが実施する他の財政的支援制度の対象となっているもの
- ⑧ その他承認することが不相当と認められるもの

2 対象団体（要綱第5条）

3人以上で、市内を中心に活動する団体（代表者及び会則等を定めている）であること。

※応募できない場合（要綱第5条第2項）

【団体または団体の構成員がつぎのいずれかに該当する場合は、応募できません。】

- ① 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1～3号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者であるとき。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている者またはその団体若しくはその構成員の統制下にある団体であるとき。
- ③ 法令及び公序良俗に反する者または団体であるとき。
- ④ 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする者または団体（提案事業の内容が主として政治活動や宗教上の教義を広めることを目的としている場合に限る。）
- ⑤ 営利活動を主たる目的とした者または団体（提案事業の内容が主として営利を目的としている場合に限る。）

3 対象経費（要綱第4条）（別表第1）

費目	対象経費
報償費	催事などの講師、アドバイザー、出演者など、または調査・研究を行う専門家などへの謝礼、賞状・記念品に要する費用など
旅費	外部講師・出演者・スタッフなどの活動場所までの交通費や宿泊費など
需用費	機材・資材などの購入費、チラシ・ポスター・報告書などの印刷製本費、消耗品費など
役務費	切手代などの通信運搬に係る経費、保険料、報償費以外で人的サービスの提供をうけるもの（通訳料、翻訳料、原稿料、警備料など）
使用料 賃借料	会場使用料、車両・機械などの賃借料など
その他経費	その他市長が必要と認める経費

次の経費は**助成金の交付対象となりません**。

- ① 団体の経常的な運営費 ② 1件3万円以上の備品購入費 ③ 食料費
- ④ 家屋の賃借料及び土地の借り上げ料 ⑤ 領収書等により支出が確認できない経費
- ⑥ 助成金の交付の決定を受ける前に購入した経費
- ⑦ ①～⑥のほか。助成対象事業にかかる直接的経費と認められない経費

このほかにも交付対象としていないものがあります。

- ・「現金」「換金性の高いもの（商品券・旅行券・図書券など）」
- ・ポイント割引や値引き兼、商品券を使用し支払いをしたもの
- ・団体の構成員への謝礼、実費ではない交通費
- ・賞状や記念品の配布等が主目的となる事業

4 申請方法（要綱第6条）

- 次の書類を作成の上、**募集期間中（令和6年4月8日（月）から6月28日（金）まで）**に大竹市自治振興課窓口へ提出してください。（期限日必着）
- 申請書の様式は、大竹市ホームページからダウンロードできます。
- 各書類の記載方法は、7ページ以降の記入例をご確認ください。

<申請時の提出書類>

1 提案申請書（様式第1号）	4 団体の会則、規約等（任意様式）
2 事業計画書（様式第2号）	5 団体の名簿（任意様式）
3 収入支出予算書（様式第3号）	

5 審査・交付決定（要綱第7条）（別表第2）

- 提出された申請書等の書類次の審査基準により審査して、交付の適否を決定します。

■審査基準

評価項目	審査基準	評価
1 事業要件	【要綱第3条第1項各号に掲げる要件に該当するか】 P1 対象事業にあてはまるか。	○ ・ ×
	【要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当しないか】 P2 対象外の事業①～⑧のいずれかにあてはまらないか。	○ ・ ×
2 団体要件	【要綱第5条第1項各号に掲げる要件に該当しているか。】 P2 対象団体にあてはまるか。	○ ・ ×
	【要綱第5条第2項各号に掲げる要件に該当しないか】 P2 応募できない場合①～⑤のいずれかにあてはまらないか。	○ ・ ×
3 公益性要件	特定の団体や個人を対象としたものではなく、地域に広く利益をもたらす事業か。	○ ・ ×
4 実現性要件	活動計画及び予算計画が無理のない活動内容となっているか。	○ ・ ×

※ 評価が全て○の場合、交付を決定します。

6 交付対象事業交付決定の通知（要綱第7条）

- 審査結果（交付または不交付）を申請団体に通知します。

7 助成金の請求等について（要綱第11条など）

- 助成金交付決定後の請求等の方法は、つぎの2パターンがあり、それぞれ事務の流れが異なります。
 - 1 事業完了前に請求して受け取り（概算払い）、事業完了後に精算する。
 - 2 事業完了後に請求して受け取る。

【事業完了前に受け取る場合】	【事業完了後に受け取る場合】
1 概算払請求書の提出（様式第11号） ↓	1 事業実施 ↓
2 助成金を受け取る ↓	2 事業完了 ↓
3 事業実施 ↓	3 事業報告 ↓
4 事業完了 ↓	4 助成金請求書（様式第10号）
5 事業報告+概算払精算書（様式第12号）	

8 事業実施時の注意点

- 令和6年度中（事業実績報告を含めて令和7年3月31日まで）に事業を完了してください。
- 事業内容を変更する・中止する場合は、必ず直ちに市に報告し、指示を受けてください。
- 対象経費の支出について、領収書の写しがない場合は助成の対象になりません。支払いの際は必ず領収書を徴収し、保管しておいてください。
 - ※ 記載内容に不備のある領収書は認められません。
（領収書発行日、発行した会社の会社名と所在地、明細がないものなど）。
- 活動時はできるだけ写真を撮影し、事業実績報告時には、その写真を提出してください。なお、写真は市のホームページ等に掲載するので、関係者の同意をもらっておいてください。

9 事業実績報告、精算、請求

- 事業が完了したときは、次の書類を作成のうえ、大竹市自治振興窓口へ提出してください。
- 提出期限は、「事業が完了して **30日以内**」または「令和7年 3月31日まで」のうち、いずれか早い日までです。**必ず期限内に提出**してください。
- 期日までに事業実績報告書が提出できないときは、助成金を交付できない場合があります。

(1) 概算払により、すでに助成金の交付を受けた場合

<提出書類>

1 結果報告書（様式第7号）	4 事業の実施状況がわかるもの （写真・チラシ・パンフレットなど）
2 収入支出決算書（様式第8号）	
3 領収書の写し	5 概算払精算書（様式第12号）

※概算算払で受け取った助成金の額が、対象経費支出合計額を上回る場合は、助成金の返還が必要です。（お知らせします）

(2) まだ助成金の交付を受けていない（今から請求する）場合

<提出書類>

1 結果報告書（様式第7号）	4 事業の実施状況がわかるもの （写真・チラシ・パンフレットなど）
2 収入支出決算書（様式第8号）	
3 領収書の写し	

※後日、市から送付される「助成金交付額決定通知書」を受け取ったら、「助成金請求書（様式第10号）」を提出してください。
確認後、1ヶ月以内に指定の口座に振り込みます。

10 その他

- 事業終了後も、助成金の効果を検証するため、お問い合わせ等する場合があります。ご協力をお願いします。



Q & A

Q 1 他の団体等から助成金をもらってもいいのですか？

A. 助成金に限らず、他の団体（個人も含む）からこの事業に対して財政上の支援制度を受けている場合は、対象外です。

- ただし、他の団体等からの支援がこの事業ではなく、別の事業に対するものである場合は、対象になります。この場合、それぞれの事業の収支を明確に分ける必要があります。自治振興課にご相談ください。

Q 2 他の団体等から寄付をもらってもいいのですか？

A. 寄付は、利益を求めない行為であるため可能です。

- ただし、寄付を受けても、相手方の直接の利益になる行為は行えません。

Q 3 領収証の写しは、全ての支払い分が必要ですか？

A. 対象経費の支払い分について、全ての領収証の写しを添付してください。

- A 4 の用紙に、領収証を重ねないように、区分ごと、もしくは領収日ごとに糊付けしてください。
- 「助成金以外の収入」と、「対象外経費の支出」を証明する書類の提出は必要ありません。団体において適切に管理してください。

Q 4 会則・規約等で定めることは何でしょうか？

A. 会則・規約等で、要綱第3条（交付の対象団体）及び要綱第4条（交付の対象事業）を満たしていることを確認します。

- 「① 会の名称 ② 会の目的 ③ 役員及びその役割（会長をおくこと）④ 運営方法（事業報告及び会計報告を行うこと） ⑤ 施行日」は定めてください。
- ※ 団体の人数が3名以上（市民を含む）であることは、構成員名簿で確認します。

Q 5 助成を受けたいけど、要件に該当するのかよくわからないときは？

A. まずは大竹市自治振興課までご相談ください。

- ※ 資料などがあるとイメージがわきやすいので、できるだけご用意ください。

令和〇年〇月〇日

大竹市制施行70周年市民提案事業提案申請書

大 竹 市 長 様

【申請者】

住 所 **大竹市小方●-●-●**

団体名 **□□□□□の会**

代表者 **大竹太郎**

連絡先 TEL : **●●-●●●●**

E-mail : **XXXX@XXXXX.XX.XX**

次の事業を実施したいので、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱第6条の規定により、申請します。

なお、実施に当たっては、当該助成要綱及び各種関係法令等を遵守します。

提案事業名	※「大竹市制施行70周年」を入れること 大竹市制施行70周年ザ☆盆踊り大会イン大竹
該当事業 <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。 （複数可）	<input checked="" type="checkbox"/> 大竹市制施行70周年を周知する事業 <hr/> <input type="checkbox"/> まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる「8つの幸せ」の実現に向けた次のいずれかに該当する事業 <input type="checkbox"/> ア 豊かな自然と共存できる幸せにつながる事業 <input type="checkbox"/> イ 笑顔と優しさに包まれる幸せにつながる事業 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 活気とにぎわいにあふれる幸せにつながる事業 <input type="checkbox"/> エ 子どもが健やかに育つ幸せにつながる事業 <input type="checkbox"/> オ 生涯安心して暮らせる幸せにつながる事業 <input type="checkbox"/> カ 安全で快適に過ごせる幸せにつながる事業 <input checked="" type="checkbox"/> キ 大好きなまちで生きられる幸せにつながる事業 <input type="checkbox"/> カ 学び、成長できる幸せにつながる事業
交付申請額	A 200,000 円 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 助成対象事業費が20万円を下回るときは、その金額を記入します。ただし、今後増額はできませんので注意してください。 </div>
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 大竹市制施行70周年市民提案事業計画書（様式第2号） <input checked="" type="checkbox"/> 大竹市制施行70周年市民提案事業収入支出予算書（様式第3号） <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則、規約等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の構成員名簿

あてはまるものすべてにをします。
 (PI参照)

記入例

大竹市制施行 70 周年市民提案事業計画書

団体名： □□□□□の会

提案事業名	※「大竹市制施行 70 周年」を入れること 大竹市制施行 70 周年ザ☆盆踊り大会イン大竹
実施時期	令和6年5月～令和6年8月 （開催日数： 8日 ）
事業の目的	幅広い年齢の方が集まって盆踊りをすることで、人との交流が生まれ、大竹市全体を活性化させる。
対象者	大竹市民
事業内容 （どこで何をどのように実施するのか、また周知方法、スケジュールなどを具体的に記入してください）	（場所、内容・方法、周知方法、スケジュールなど。枠を広げても、別紙に記入しても可） ① 盆踊り大会に向けた練習 令和6年5月から 毎月第2・第4土曜日 17時～18時に盆踊りの練習を行う 練習会場 大竹市総合体育館
この事業は、市民のみなさまのお力で実施していただきます。市は助成金の交付と、市広報及び市ホームページでの周知の協力を行います。	屋外で実施するイベントの時は、雨天時の対応も考慮してください。 ② 盆踊り当日(8月1日) 場所:大竹市スポーツ公園(雨天時は総合体育館アリーナ) 内容:みんなで盆踊りを行う 周知方法 広報〇月号に掲載及び市ホームページで周知する 〇〇にポスターを掲示する チラシを配布する
審査基準（P3）である、 「公益的要件」（特定の団体や個人を対象としたものではなく、地域に広く利益をもたらす事業か） 「実現性要件」（活動計画及び予算計画が無理のない活動内容となっているか）を確認します。	広報での周知は前々月の20日まで、市ホームページでの周知はその都度、いずれも原稿を自治振興課に提出してください。
事業費	B 215.000円 （うち助成対象経費C 210.000円 ）

事業名		大竹市制施行70周年ザ☆盆踊り大会イン大竹	
収入	区分	内 訳	金 額
	助成金	市制施行70周年市民提案事業助成金	A 200,000円
	会費	1,000円×10人	10,000円
	参加費	50円×100人	5,000円
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 助成金以外の収入を計画している場合は、ここに記入します。 (会費や参加費はあくまで一例です。) </div>			
収入総合計			D 215,000円
対象経費 支出	区分	内 訳	金 額
	需用費	ちらし・ポスター印刷 (ちらしA4サイズ500枚 ポスターA2サイズ100枚)	40,000円
		事務用品 封筒・セロテープなど	10,000円
	役務費	イベント保険料 練習7日×10人+当日1日×120人	20,000円
		切手代	5,000円
	使用料及び賃借料	やぐら等一式レンタル(設置費込み) 会場使用料	120,000円 15,000円
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 審査基準(P3)である、 「実現性要件」(活動計画及び予算計画が無理のない活動内容となっているか) を確認します。 </div>			
対象経費合計			C 210,000円
対象外経費 支出	区分	内 訳	金 額
		スタッフ昼食代	5,000円
	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 助成金の交付対象とならない支出は、対象外経費支出欄内訳に記載してください。 </div>		
対象外経費合計			E 5,000円
支出	総合計(C+E)		B 215,000円

※ A (助成金額) ≤ C (対象経費合計) となること

※ B (支出総合計) = D (収入総合計) となること

令和〇年〇月〇日

大竹市制施行70周年市民提案事業実施結果報告書

大 竹 市 長 様

【申請者】

住 所 大竹市小方●-●-●

団体名 □□□□□の会

代表者 大竹太郎

連絡先 TEL : ●●-●●●●

E-mail : XXXX@XXXXX.XX.XX

交付決定日が5/2なので、事業開始日も、事業にかかる支払いの日にも、5/2から対象となります。

令和6年5月2日付け大竹市指令〇〇第〇〇号で決定の次の提案事業が完了しましたので、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

提案事業名	大竹市制施行70周年ザ☆盆踊り大会イン大竹
実施内容 (どこで何をどのように実施したのか、また周知方法、スケジュール、参加人数などを具体的に記入してください)	<p>(場所、内容・方法、周知方法、スケジュールなど。枠を広げても、別紙に記入しても可)</p> <p>① 盆踊り大会に向けた練習</p> <p style="text-align: center;">5/11(10人) 5/25(8人) 6/8(14人) 6/22(29人)</p> <p style="text-align: center;">7/13(11人) 7/27(13人) 8/10(30人)</p> <p>※総合体育館アリーナで開催(19時~20時) ※スタッフは毎回3名出席</p> <p>※練習日の20時~21時にはスタッフ会議を開催した。</p> <p>② 盆踊り当日(8月11日)</p> <p style="text-align: center;">大竹市スポーツ公園で開催。参加者110名。</p> <p style="text-align: center;">別紙参照</p> <p>周知方法 広報5月号・市HPに掲載。各支所・公民館にポスター掲示、チラシの配布、Instagramでの周知。</p>
事業の成果	<p>(事業の実施によって、どのような成果が得られたか記入。)</p> <p>盆踊りを経験したことがない小学生の親子や、地元企業の若手職員の参加があり、ご高齢の方に習って楽しいそうに踊っていた。</p> <p>世代を超えた交流が生まれ、大竹市全体が活性化し、大竹市への愛着を深めることにつながった。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 大竹市制施行70周年市民提案事業収入支出決算書(様式第8号) <input checked="" type="checkbox"/> 助成対象事業に要した経費の内訳がわかる領収書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 助成対象事業の実施状況がわかるもの(写真・チラシ・パンフレット等)

大竹市制施行70周年市民提案事業収入支出決算書

記入例

団体名： □□□□□の会

収入	区分	内 訳	金 額	
	助成金	市制施行70周年市民提案事業助成金	A	200,000円
会費		1,000円×9人	9,000円	
参加費		50円×110人	5,500円	
助成金以外の収入がある場合は、ここに記入します。 (会費や参加費はあくまで一例です。)			F	214,500円
対象経費 支出	事業区分	内 訳	金 額	
	需用費	ちらし・ポスター印刷 (ちらしA4サイズ500枚 ポスターA2サイズ100枚) 事務用品 封筒・セロテープなど	40,000円 4,500円	
役務費	イベント保険料 練習7日×10人+当日1日×120人 切手代	20,000円 3,000円		
使用料及び賃借料	やぐら等一式レンタル(設置費込み) 会場使用料	120,000円 20,000円		
対象経費支出合計			G	207,500円
(A) - (G)			H	-7,500円
市への返還金			I	0円
※(A)-(G)のプラスの場合はHと同額 ※(A)-(G)がマイナスの場合は0円				
事業区分	内 訳	金 額		
	昼食代 事務用品(コピー用紙、インク) ※交付決定日より前に購入したため	6,000円 1,000円		
対象外経費支出合計			J	7,000円
支出総合計 (G+J)			K	214,500円

市への返還金が生じるのは、事業完了までに助成金の概算払を受けたときのみです。
(P5 9 (1))

概算払を受けずに事業を完了した場合は、AとGのうち少ない金額が交付決定額となります。
(P5 9 (2))

※ F (収入総合計) = K (支出総合計) になること

令和〇年〇月〇日

大竹市制施行70周年市民提案事業助成金請求書

大 竹 市 長 様

【請求者】

住 所 大竹市小方●-●-●

団体名 □□□□□の会

代表者 大竹太郎



大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり助成金を請求します。

請求金額 **200,000** 円

※口座振替登録欄

金融機関名	□□銀行
支店名	□□支店
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義(カタカナ)	オオタケ タロウ
口座番号	●●●●●●●●

○ 概算払いで助成金を受けている場合(P5 9(1))

この請求書は提出する必要はありません。

○ 概算払いで助成金を受けていない場合(P5 9(2))

、助成金交付額決定通知書を受け取ったら、この請求書を提出してください

令和〇年〇月〇日

※交付決定日(たとえば令和6年5月2日)またはそれ以降の日

大竹市制施行70周年市民提案事業助成金概算払請求書

大 竹 市 長 様

【請求者】

住 所 大竹市小方●-●-●

団体名 □□□□□の会

代表者 大竹太郎

㊞

令和6年5月2日付け大竹市指令〇〇第〇〇号により交付決定のあった助成金について、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 200,000 円

※口座振替登録欄

金融機関名	□□銀行
支店名	□□支店
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義(カタカナ)	オオタケ タロウ
口座番号	●●●●●●●●

- 事業完了前に助成金の交付を受けたい場合は、交付決定後に、この概算払請求書を提出してください。(P5 9(1))
- 概算払いの場合は、交付決定後であれば、事業が完了するまでの間、いつでも助成金を請求することができます。

令和〇年〇月〇日

大竹市制施行70周年市民提案事業助成金概算払精算書

大竹市長様

【精算者】

住所 大竹市小方●-●-●

団体名 □□□□□の会

代表者 大竹太郎



令和6年5月2日付け大竹市指令〇〇第〇〇で交付決定し、概算払を受けた助成金について、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり精算します。

助成金概算払受領額	A	200,000 円
対象経費支出合計額	G	207,500 円
差引（A－G）	H	-7,500 円
市への返還金 （A－GがプラスのときはH＝I） （A－Gがマイナスのときは0円）	I	0円

○ 概算払いで助成金の交付を受けた場合(P5 9(1))
事業実施結果報告書(様式第7号)と一緒に、この精算書を提出してください。

大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市が市制施行70周年を迎えるに当たり、大竹市まちづくり基本構想（以下「まちづくり基本構想」という。）に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向け、市民が提案し、かつ、市民が主体となって実施する事業（以下「提案事業」という。）に対し、予算の範囲内において大竹市制施行70周年市民提案事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その申請、決定等に関しては、大竹市補助金等交付規則（昭和48年大竹市規則第37号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「市民」とは、市の区域内に居住する者、市の区域内に所在する事業所に勤務する者及び市の区域内に在する学校に通学する者をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる提案事業（以下「助成対象事業」という。）は、第7条の規定による交付決定の日から令和7年3月31日までに、原則として、市内において実施し、完了する事業で、事業名に「大竹市制施行70周年」を掲げた次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 大竹市制施行70周年を周知する事業

(2) まちづくり基本構想に掲げる「未来にあふれる8つの幸せ」の実現に向けた次のアからクまでに掲げるいずれかに該当する事業

ア 豊かな自然と共存できる幸せにつながる事業

イ 笑顔と優しさに包まれる幸せにつながる事業

ウ 活気とにぎわいにあふれる幸せにつながる事業

エ 子どもが健やかに育つ幸せにつながる事業

オ 生涯安心して暮らせる幸せにつながる事業

カ 安全で快適に過ごせる幸せにつながる事業

キ 大好きなまちで生きられる幸せにつながる事業

ク 学び、成長できる幸せにつながる事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の対象としない。

(1) 法令及び公序良俗に反する場合又はそのおそれがある場合

(2) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある場合

(4) 市の品位を損ね、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合

(5) 市の信用を失墜させ、又は損害を与えるおそれがある場合

(6) 助成金が、団体そのものの運営経費に充てられ、事業性がない場合

(7) 国若しくは地方公共団体（本市を含む。）又は民間の助成団体等が実施する他の財政的支援制度の対象となっている場合

(8) その他市長が適当でないとする場合

(助成金の額及び対象経費等)

第4条 市長は、一の提案事業につき、20万円を上限として、予算の範囲内で助成金を交付す

るものとする。

2 助成金の交付の対象となる経費は、提案事業を実施するために直接必要な別表第1に掲げる経費とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、助成金の対象としない。

- (1) 団体の経常的な運営費
- (2) 1件3万円以上の備品購入費
- (3) 食糧費
- (4) 家屋の賃借料及び土地の借上料
- (5) 領収書等により支出が確認できない経費
- (6) 第7条の規定による助成金の交付の決定を受ける前に購入等した経費
- (7) 前各号に規定するもののほか、助成対象事業に係る直接的経費と認められない経費
(助成対象団体)

第5条 助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体（以下「助成対象団体」という。）とする。

- (1) 団体の構成員が3人以上で、代表者が明確であること。
- (2) 活動が市内を中心に行われていること。
- (3) 団体の会則、規約等を定めていること。

2 前項の規定にかかわらず、団体又は団体の構成員が、次のいずれかに該当するときは、助成対象団体としない。

- (1) 大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する者又はこれらの者と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている者又はその団体若しくはその構成員の統制下にある団体であるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反する者又は団体であるとき。
- (4) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする者又は団体（提案事業の内容が、主として政治活動や宗教上の教義を広めることを目的としている場合に限る。）
- (5) 営利活動を主たる目的とした者又は団体（提案事業の内容が主として営利を目的としている場合に限る。）

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大竹市制施行70周年市民提案事業提案申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 大竹市制施行70周年市民提案事業計画書（様式第2号）
- (2) 大竹市制施行70周年市民提案事業収入支出予算書（様式第3号）
- (3) 団体の会則、規約等
- (4) 団体の構成員名簿

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表第2で定める審査基準により助成金の交付の適否を審査し、別表第3で定める交付決定基準に基づき助成金の交付（交付金額を含む。）又は不交付を決定し、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付（不交付）決定

通知書（様式第4号）により、当該申請団体に通知するものとする。

（助成対象事業の変更等）

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた申請団体（以下「助成団体」という。）は、当該助成対象事業の内容を変更し、又は中止する場合は、直ちに大竹市制施行70周年市民提案事業（変更・中止）承認（不承認）申請書（様式第5号）に第6条各号に掲げる書類（変更があったものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成金の額に変更を伴わない軽微な変更のときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更の場合において、助成金の増額は認めないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、変更又は中止を承認し、大竹市制施行70周年市民提案事業（変更・中止）承認通知書（様式第6号）により、当該助成団体に通知するものとする。

4 前項に規定する中止の承認があった場合において、既に助成団体が助成金の交付を受けているときは、助成団体は、助成金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（実績報告）

第9条 助成団体は、助成対象事業が完了したときは、速やかに大竹市制施行70周年市民提案事業実施結果報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）大竹市制施行70周年市民提案事業収入支出決算書（様式第8号）

（2）助成対象事業に要した経費の内訳が分かる領収書等の写し

（3）助成対象事業の実施状況が分かる写真その他の記録

（4）その他必要と認められる書類

（助成金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告により、助成対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付額確定通知書（様式第9号）により当該助成団体に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第11条 前条の規定による通知を受けた助成団体は、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金請求書（様式第10号）により、市長に助成金を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成団体は、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金概算払請求書（様式第11号）により、助成対象事業が完了する前に概算払により助成金の交付を請求することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、当該請求書に記載された口座に助成金を振り込むものとする。

（助成金の精算）

第12条 前条第2項の規定により助成金の概算払を受けた助成団体は、第10条の規定による通知を受けた後に、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金概算払精算書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の精算書を審査し、金額に余剰が生じたときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、既に交付されている助成金よりも、助成金精算額を超えたときは、既に交付されている助成金を助成金額として確定し、超えた部分の助成金額の交付は行わないものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業が、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認められるとき又は同条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 助成団体又は当該団体の構成員が、第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 第6条の規定による申請又は助成対象事業の実施に際し、不正の行為があったとき。
- (4) その他市長が決定の取消しに相当する事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、大竹市制施行70周年市民提案事業助成金交付取消決定通知書(様式第13号)により当該助成団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る助成金の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第14条 助成団体は、助成対象事業の実施に関し、必要な事業記録、金銭出納簿等を備え、当該助成対象事業に関する全ての書類を当該助成対象事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第15条 助成対象事業の実施に当たっては、助成団体と市が協力し合い、その円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

(準備行為)

3 助成金の交付に関する手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表第1(第4条関係)

対象経費区分	経費区分の内容
報償費	催事等における講師、アドバイザー、出演者等又は調査、研究等を行う専門家等に対する謝礼、賞状又は記念品に要する費用等
旅費	外部講師、出演者、スタッフ等の活動場所までの交通費、宿泊費等
需用費	機材・資材等の購入費、チラシ・ポスター、報告書等の印刷製本費、消耗品費等
役務費	通訳料、翻訳料、原稿料、切手代等の通信運搬に係る経費、保険料等

使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料等
その他経費	その他市長が必要と認める経費

別表第2（第7条関係）

評価項目	審査基準	評価
1 事業要件	(1) 第3条第1項各号に掲げる要件に該当するか。 (2) 第3条第2項各号に掲げる要件に該当しないか。	適 (○) 不適 (×)
2 団体要件	(1) 第5条第1項各号に掲げる要件に該当するか。 (2) 第5条第2項各号に掲げる要件に該当しないか。	適 (○) 不適 (×)
3 公益性要件	特定の団体や個人を対象としたものではなく、地域に広く利益をもたらす事業か。	適 (○) 不適 (×)
4 実現性要件	活動計画及び予算計画が無理のない活動内容となっているか。	適 (○) 不適 (×)

別表第3（第7条関係）

交付決定基準	決定内容
別表第2の評価項目1から4までに掲げる評価が、全て適 (○) の提案事業	交付
別表第2の評価項目1から4までに掲げる評価のいずれかが、不適 (×) の提案事業	不交付



「市制施行 70 周年記念市民提案事業助成金の手引き」

（令和6年3月 大竹市市民生活部自治振興課作成）